

○群馬県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱の制定について（例規通達）

平成9年12月12日
群本例規第26号（地）警察本部長

〔沿革〕

平成17年3月群本例規第9号（務）、18年3月第9号（務）、18年7月第32号（地）、21年3月第14号（務）、22年3月第6号（務）、令和3年9月第23号（務）改正

この度、大規模災害又は突発重要事案発生時等における迅速かつ的確な警察活動を推進するため、ヘリコプターテレビシステムの運用を開始することに伴い、別添のとおり群馬県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱を制定したから、効果的運用に努められたい。

別添

群馬県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、ヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）の運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) ヘリテレ

機上設備、可搬型自動追尾装置、無線中継設備、本部設備及び小型受信装置で構成され、ヘリコプターに機上設備を搭載して撮影した映像情報等を本部設備で受信し、第3に規定する警察活動に活用するシステムをいう。

(2) 機上設備

ヘリコプターに搭載し目標を撮影するテレビカメラ、映像及び音声を送信するための無線装置並びにこれらの附帯装置をいう。

(3) 可搬型自動追尾装置

ヘリコプターに搭載した機上設備から送信される映像及び音声の電波を任意の場所で受信する装置及び附帯装置をいう。

(4) 無線中継設備

可搬型自動追尾装置で受信した電波を本部設備に中継するための装置及び附帯装置をいう。

(5) 本部設備

警察本部に設置する自動追尾装置、映像・音声分配装置、編集装置、モニター装置及びこれらの附帯装置をいう。

(6) 小型受信装置

ヘリコプターに搭載した機上設備から送信される映像及び音声の電波をヘリコプターの直下付近で受信し、受像機で映像を確認する装置をいう。

第3 運用基準

ヘリテレは、次のいずれかに該当する場合に運用するものとする。

- (1) 地震、風水害等の災害警備活動
- (2) 救難救助活動
- (3) 重大事件・事故の捜査活動
- (4) 大規模な警備実施活動
- (5) 警衛又は警護活動
- (6) 各種交通対策活動
- (7) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める警察活動

第4 運用責任者

- 1 警備部警備第二課にヘリコプターテレビシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、警備部警備第二課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリテレの運用及び設備の管理に関する業務を総括するものとする。
- 3 運用責任者は、ヘリテレの運用に当たっては、関東管区警察局群馬県情報通信部（以下「情報通信部」という。）及びその他関係部門と緊密な連携を図るものとする。
- 4 運用責任者は、ヘリテレの設備を定期又は臨時に検査し、常時有効に機能するよう適切に管理するものとする。

第5 使用申請及び承認

ヘリテレの使用申請及び承認は、群馬県警察航空隊の運営に関する訓令（平成17年群馬県警察本部訓令甲第1号）第17条の規定を準用する。

第6 操作担当者の指定等

- 1 ヘリテレの使用が予想される所属長は、所属内の職員のうちからヘリテレの操作に関する知識及び技術を有する者をヘリコプターテレビシステム操作担当者（以下「操作担当者」という。）として指定するものとする。
- 2 運用責任者は、操作担当者に対し、ヘリテレを有効活用できるよう継続的に教養するものとする。

第7 連携の保持

ヘリテレを使用する所属長は、撮影構図の設定、飛行経路等必要な事項について、運用責任者及び情報通信部機動通信課長（以下「機動通信課長」という。）と事前に協議を行うとともに、ヘリテレ使用中は機長と緊密な連携を取るものとする。

第8 操作

- 1 機上設備は、警備部警備第二課航空隊員又は操作担当者が操作するものとする。
- 2 可搬型自動追尾装置は、操作担当者が情報通信部の職員と協力して操作するものとする。
- 3 無線中継設備は、情報通信部の職員が操作担当者の協力を得て設置するものとする。
- 4 本部設備は、地域部通信指令課員又は情報通信部の職員が操作するものとする。

5 小型受信装置は、操作担当者が操作するものとする。

第9 異常時の措置

1 ヘリテレを操作する者は、ヘリテレの設備に故障等の異常が発生したときは、直ちに運用責任者に報告するものとする。

2 運用責任者は、前記1の報告を受けたときは、機動通信課長に通報するとともに、速やかに復旧のための措置を講じるものとする。

第10 亡失又は損傷時の報告

ヘリテレを操作する者は、ヘリテレの設備を亡失又は損傷したときは、速やかにその状況を運用責任者を經由して本部長に報告するものとする。